

# 令和2（2020）年度予算編成方針

令和元（2019）年10月  
柏 崎 市

## 1 予算編成の基本方針

---

令和2（2020）年度予算は、更なるスピード感、更なる実質性を求める行政を目標として編成する。平成30（2018）年度来取り組んでいる「事業峻別」をベースに、「真に行政が行うべき事業なのか」「今行うべき事業なのか」「困っている、難儀している市民に対応したものなのか」「事業効果が上がっているものなのか、もしくは上がるが見込まれるものなのか」という視点を持ちながら編成する。

多様化する市民ニーズに迅速・的確に応えながら、市民満足度の向上を目指し、「柏崎市第五次総合計画」に掲げる将来都市像「力強く 心地よいまち」と基本理念の実現に資する事業に予算の重点配分を行うこととする。併せて、令和元（2019）年度に策定予定の次期「柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を力強く推進していくこととする。

また、不断の行財政改革により、これまで以上に堅実な行政経営と持続可能な財政基盤の確立を図り、目指すのは「行政のスリム化」ではない、「最小化」と「最強化」である。厳しい取捨選択を求め、果敢な挑戦を歓迎する。

### <背景>

本市の平成30（2018）年度決算は、前年度と比較して、ガス事業の清算により臨時的に歳入増加があったものの、経常的な歳入では、固定資産税の減少により市税が約1億5,000万円、地方交付税が約8,000万円、電源立地地域対策等交付金が約3,000万円それぞれ減額となっている。

次年度においては、歳入では、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増額、新潟県核燃料税のうち出力割の税率の引き上げに伴う交付金の増額が見込まれるものの、引き続き普通交付税の縮減や人口減少等による市税漸減傾向が見込まれる。歳出では、中越沖地震関連の災害復旧事業債の償還が今年度で完了するものの、新庁舎の完成、移転が予定されているとともに、老朽化する公共施設等の大規模修繕や未利用施設の解体、道路や橋りょうなどの社会基盤施設の維持補修に加え、今後加速化する人口減少の中、少子高齢化により、社会保障

関係事業の充実に係る経常経費の増加が見込まれる。更に国営ダム造成負担金の支出などが始まるほか、その後も、し尿・ごみ処理場の施設更新及び小中学校建設など多額の支出も予定されているところである。

財政指標においては、中越沖地震の災害復旧事業債の償還とガス事業清算特別会計からの繰入れにより、実質公債費比率（3か年平均）は13.1%、将来負担比率は1.8%と着実に減少している。また、経常収支比率は94.8%となり、悪化傾向に歯止めがかかったものの、依然として高く、財政の硬直化が懸念される。

このように厳しい財政状況下であるが、市政の更なる発展のためには、人材の育成・確保対策、人口減少・定住対策、産業振興施策、子育て施策、医療・介護・福祉への取組、防災対策、シティセールスの推進などの事業を着実に推進していくとともに、地域エネルギービジョンに掲げる「エネルギーのまち柏崎3.0」を目指していかなくてはならない。

### (1) 重点戦略を推進する事業

第五次総合計画・前期基本計画で重点戦略に位置付けられ、本市が直面する重要課題に積極的に取り組む事業については、予算の重点化を行う。

### (2) 新規・拡充事業

予算要求に先立ち、事業峻別の結果及び予算要求の意向を踏まえた各部ごとの市長ミーティングを実施するので、重要性・緊急性から新たに取り組む、又は拡充する必要のある事業は、当該ミーティング時に提出すること。その結果を踏まえ、予算の重点化を行う。

なお、新規・拡充事業を提出する場合は、費用対効果、後年度負担、他市の状況等の検証を十分に行うこと。あらかじめ市長の指示もしくは了解を得た事業であっても、財務部長査定の対象とする。

### (3) 健全財政の堅持

健全かつ安定した財政運営を堅持するため、事業峻別及び行政評価に基づいて既存事業の徹底した見直しを行い、限られた財源の効果的な予算配分を行う。

## **2 予算要求に際しての留意事項**

---

### (1) 予算要求の基本事項

予算要求に当たっては、本市の財政状況や時勢を十分に認識し、過去の要求内容の単純な引用など、前例踏襲、慣習・通例による要求は行わないこと。ま

た、具体的な予算要求に際しては、緊急性、必要性等の判断基準により優先順位を明確化した上で、徹底した施策・事業の重点化を進め、要求内容にメリハリをつけること。さらに、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度の事業峻別の結果を「事業概要」の最後に必ず入力すること。なお、予算の見える化を推進していく観点から、「事業概要」欄は、市民等への公表を想定して入力すること。

歳出予算科目において、地方自治法施行規則の改正に伴い、令和2（2020）年度予算から7節賃金の節が削除され、8節報償費以降の全ての節が、1節ずつ繰り上がることになるが、財務会計システム処理の関係上、予算要求段階では、全ての節において現在の節で要求すること。

## (2) 経費別の要求基準

令和2（2020）年度の予算編成に当たっては、次のとおり経費別の要求基準を設定する。なお、令和元（2019）年度当初予算額を基準として、事務事業費全額が特定財源により賄われる場合を除き、要求額の縮減を前提とした要求とすること。

### ア 経常費

- (ア) 第五次総合計画・前期基本計画（財政計画を含む）、次期柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って要求すること。
- (イ) 事務事業のスクラップアンドビルドにより要求する新たな科目の計上額は、従来の科目の総額を下回るようにすること。
- (ウ) 東日本大震災被災者支援に係る経費は別枠とすること。
- (エ) 事業峻別及び行政評価の結果を踏まえた要求とすること。
- (オ) 消耗品費などの需用費やコピー使用料等の事務経費については、前年度比5%減で要求すること。（減額でない場合は必ずヒアリング時に確認します。）
- (カ) 旅費については、前年度予算額を超えないこと。（必ず積算式を入力してください。ヒアリング時に確認します。）

### イ 事業費

第五次総合計画・前期基本計画に掲げる主要事業、財政計画に所要額を計上済の事業、次期柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に資する事業、柏崎市公共施設等総合管理計画の基本方針及び個別施設計画に即した事業とする。

### ウ 新規・拡充事業

第五次総合計画・前期基本計画で予定する範囲で、かつ、市長ミーティングにおいて特に必要と認められた事業とする。ただし、スクラップアンドビルドの視点に立ち、既存事業の見直しによる財源確保を検討すること。

## (3) 共通留意事項

## ア 歳入・歳出、事務事業の精査

健全財政確保の見地から、歳入については確実な見通しを立てること。その際に、特定目的基金の有効活用も含めた、特定財源の的確な把握に努めること。

歳出については、事務事業内容を精査し、かつ、適切な科目での予算措置をすること。職場内の適正な人員配置に努めるとともに、引き続き経費の削減を図ること。

## イ コスト意識に基づく予算要求

先例にとらわれることなく、全ての事務事業を次の観点において検証すること。

(ア) 必要性：市が実施する必要性が確認できているか。

(イ) 効率性：無駄がなく、投入される行政資源に見合う成果が確実に見込めるか。

(ウ) 有効性：意図する目的・効果を最大化できる手法が選択されているか。

(エ) 緊急性：上記観点に加え、他の事業より優先して実施すべきものか。

## ウ 関係部局との連携

行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の部署が分野横断的に取り組むべき事業が増加していることから、適切な情報共有体制の下、職員相互の協力的体制や組織間の連携を強化した上で、予算要求に当たっては、事前に必ず関連部局間で協議し、行政の総合性・効率性を最大限確保すること。

## エ 年間予算、国・県の動向把握

国の予算や地方財政計画が現時点では明らかでないため、原則として現行制度に基づき、国・県等の動向を的確に把握した年間予算とする。特に、県においては、新潟県行財政改革行動計画（案）が示されていることを踏まえ、その動向を把握すること。この年間予算の考え方は、災害関係等特別の事情があるものを除き、執行における財源不足の補正は認めない方針であるので、要求に当たっては特に留意すること。

なお、政権の動向によっては、大きな制度変更や新たな施策への対応が予想されることから、的確な情報収集に努め、必要に応じて予算編成過程での反映に努めること。また、国が要請する事務事業を着実に実施すること。

予算要求後に制度変更等が生じ、財政措置が必要になった場合には、速やかに財政管理課財政係に協議すること。

## オ 補助金交付事業の取組

本市の市政発展や住民福祉の向上のために必要な国・県の新規補助事業への取組及び新規の補助金交付を予定するものや要綱の見直しを予定しているものについては、予算査定の前に補助金等検討委員会（10月上旬開催済）

において審議し、その後、庁議での協議（10月下旬予定）を経て決定する。

#### カ 各機関からの指摘事項等

国・県、市議会、監査機関からの指摘・指導事項については、改善すること。

#### キ 消費税率の引上げへの対応

消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度に対しては、歳入・歳出の見積りのほか、指定管理施設の指定管理料、債務負担行為及び継続費の設定などにおいて、その1年間分となる影響額を適切に予算へ反映させること。

### (4) 歳入

健全な財政運営を堅持していくためには自主財源の確保に努める必要がある。歳入を的確に把握し、更なる収入確保を図るとともに、次に掲げる事項に留意すること。なお、国・県支出金の不採択による歳入不足などを防止するため、必要に応じて別途ヒアリングを行うものとする。

#### ア 市税

市税収入は、財政運営の根幹を為すものであり、その見積りに当たっては、経済情勢の推移や税制改正の動向を十分に勘案し、確実な年間収入見積額を計上すること。また、税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な把握に努めるとともに、市税徴収率については、徴税努力により、前年度以上の水準を目指すこと。

#### イ 地方交付税

国の地方財政計画の動向に留意し、基準財政需要額及び基準財政収入額を算定した上で計上すること。

#### ウ 分担金及び負担金

受益者負担の原則に基づき、適正な予算計上を行うこと。負担水準については、必要な経費及び他の地方公共団体の状況を勘案した上で設定するが、その徴収に当たっては、法令又は条例の規定を明確にすること。

#### エ 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、公平化の観点から、その額の設定に当たっては、原価計算に基づく算出額の水準を目指すとともに、社会経済情勢の変化に対応した適正なものとする。新規に使用料及び手数料を課する場合は、条例の制定が必要となるので、留意すること。

なお、使用料・手数料等の改定を行うものについては、使用料及び手数料等検討委員会に付議し、示された意見等を踏まえた上で予算要求（歳入）すること。

消費税率引上げにより、変更が生じた使用料及び手数料は、変更後の額を見積もること。

#### オ 国・県支出金

国・県の予算編成の動向に留意し、事務事業への充当可能性を精査した上で積極的な確保に努めること。特に、県においては、新潟県行財政改革行動計画（案）が示されていることを踏まえ、予算編成の動向に留意すること。負担金及び補助金の廃止・減額があった場合は、他の財源の確保又は事業の廃止若しくは縮減を行うことを原則とし、安易に一般財源への振替は行わないこと。なお、近年国・県支出金の見込みが不十分なため、不採択になった事案があったことから、的確に見積り、年度途中において歳入不足が生じることがないように十分注意すること。

#### カ 市債

同意等基準及び運用方針が明らかにされていないが、市債については、総合計画との整合を図るため、対象となる事業の精査を徹底する。

市債による財源確保については、普通交付税措置の高い地方債を原則とし、普通交付税措置のあるその他の地方債については、国の動向を注視しつつ、また、普通交付税措置のない一般市債については、引き続き内容を厳選すること。

事業費要求に当たっては、事業内容、市債充当の可否等について、必ず財政管理課財政係と事前に協議すること。

#### キ 財産収入

市有財産の現状を的確に把握し、貸付財産、保有意義の低下した市有地等については、積極的に売却を進め、歳入の確保に努めること。

#### ク その他収入

広告事業の一層の拡充など、あらゆる観点から創意工夫を行い、新たな自主財源の創出に努めること。

### (5) 歳出

歳出予算要求書により査定を行うので、要求に当たっては、事業範囲の把握、積算根拠等について留意すること。また、市民への説明責任を果たすという意識を常に持ち、予算要求書における対象、手段、意図、成果、事業の内容の各項目について、分かりやすく必要十分な説明を記載すること。

予算執行に当たって、安易に予算流用することのないよう支出科目・予算額の適正な計上に努めること。

#### ア 職員人件費

人事課が一括して要求する。ただし、人事課で所管しない人件費（選挙費

用等)は、担当課で要求すること。

時間外勤務手当については、今後人事課と財政管理課で協議を行う。

会計年度任用職員の予算要求に関しては、7節賃金の節が削除されることに伴い、支出科目が変更となるので適切に要求すること。また、雇用に関しては、人事課と協議の上、予算要求すること。なお、予算編成の過程において、財政管理課が査定することもあり得る。

#### イ 物件費・維持補修費

要求科目の適正化を図るとともに、経費の節減と効率化を徹底すること。

前述した、消耗品費などの需用費やコピー使用料等の事務経費については前年度比5%減、旅費については前年度予算額以下で要求すること。(必ずヒアリング時に確認します。)

また、業務委託については、予算執行課に契約事務が任されており、財務規則や関係法令に基づいて適正な事務執行に当たること。建設工事同様、入札により契約することが基本であり、やむを得ず見積合わせ等により随意契約とする場合には、その根拠を明確にすること。

自動車損害賠償責任保険に係る保険料については、分散管理庁用車を管理している課において予算計上すること。

維持補修費は、その状況を現場で十分確認し、個別施設計画及び市長ミーティングの結果を踏まえ、緊急性、優先性、事業効果を十分に考慮した上で計上すること。(写真など状況がわかる資料を聞き取り前に提出すること。提出方法は追って指示します。)

新潟市内等への出張時に利用する高速バスカードの代替となるICカードについては、人事課が一括して要求する。ただし、補助金の対象となるなど不都合が生じる場合は、人事課と協議すること。

#### ウ 投資的経費

取得価格100万円以上の備品や自動車購入については、「事業費」扱いになる。その際、自動車購入に係る保険料、リサイクル料、自動車重量税については、新規購入の場合は同一細々目に計上するが、更新購入の場合は、自動車購入費のみ事業費に計上し、保険料、自動車重量税等については「経常費」に計上する。なお、保険料については、財政管理課資産管理班が集約・計上する。

工事請負費と修繕料の計上区分に迷う場合は、必ず財政管理課財政係に事前協議すること。

#### エ 食糧費

要求に当たっては、交際費、食糧費の執行方針に基づき、真にやむを得ない経費のみを計上すること。なお、関係者に謝礼や委託料などを支払っている上、さらに土産的な物資を渡すことについての公費支出は不適切であることから、原則認めないこととする。ただし、やむを得ない場合については財政管理

課財政係と事前に協議すること。

#### オ 負担金

食糧費に係る負担金は、公費による負担の適正化を判断の上、要求すること。特に「情報交換会」という名目で職員に係る飲食を伴う懇親会負担金を公費で支払うことは、原則認めない。したがって懇親会費を含む負担金については、その内容を明確にすること。ただし、これにより難しいものについては、財政管理課財政係と事前に協議すること。

また、各種団体への負担金については、目的、効果及び必要性を精査し、当該団体の決算財務書類等を確認した上で、減額の可否のみならず廃止も視野に入れた検証を行うこととし、増額は原則認めないこととする。

#### カ 補助金

各種団体に対する補助金等については、その団体の自主自立的な運営の促進を求めるとし、担当課においてはその内容及び当該団体の決算財務書類等を確認した上で、減額の可否のみならず、廃止も視野に入れた検証を行うこととし、増額は原則認めないこととする。

毎年継続して補助金・負担金を支出しているイベント等についても、上記と同様とする。

#### キ 扶助費

対象人員の推移、扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、決算状況等を踏まえ、過大要求はせず適正に見積もること。国・県の基準に対し、市単独で上乘せや対象者の拡大をしている事業や、他団体と比較して給付水準が高い事業については、その必要性・妥当性及び効果を再検証し、廃止・統合・組替えなども視野に入れた見直しを行うこと。

国・県の補助事業であっても、特に新規事業については、補助制度の継続性等について県等との協議も含め、徹底した検証を行い、必要最小限の額を見積もること。

#### ク 備品購入費

その性質形状を変えることなく、比較的長く使用し、かつ、保存できる物品であれば、備品購入費で要求すること。財務規則別表第7物品分類表のうち、備品類の説明及び例示品名として掲げてある物品を購入する場合には、備品購入費で要求すること。ただし、取得価格が2万円未満のものは、消耗品費とする。（注：公印は2万円未満でも備品である。）計上区分に迷う場合は、必ず財政管理課財政係と事前に協議すること。

#### ケ 電話料・電報料

本館、教育分館、第二分館分及び新庁舎の電話料は、総務課が一括して要求する。ただし、電報料については、担当課が要求すること。

#### コ 下水道使用料

計上科目を11節需用費05細節光熱水費として要求すること。

## サ ゼロ市債の活用

公共事業の早期発注と事業実施の平準化のため、令和2（2020）年度予算においても活用する。ゼロ市債の活用が見込まれる場合には、あらかじめ財政管理課財政係と契約検査課に協議した上で、2月補正予算において債務負担行為の設定を要求すること。

## シ 新庁舎移転経費

9月20日に総務課が開催した新庁舎移転の運用及び予算要求依頼に係る説明会に基づき予算要求すること。なお、担当課で予算要求する場合は、経費をかけることなく移転作業等ができないか十分に検討した上で、必要な経費を計上すること。

### (6) 特別会計

特別会計も一般会計と同一基調に立ち、それぞれの会計の性格を十分に認識の上、一層の効率化及び自己財源の確保を図ること。一般会計からの繰入れについても、可能な限り圧縮するよう努めること。

### (7) 出資団体

出資団体については、その存在意義を再度検証した上で、団体自体の在り方や展開する事業について、経営改革の視点により見直しを行うこと。特に、団体に対して補助や委託等の財政支出が伴っている場合については、目的、効果等について入念な検証を行った上で、必要な経費を計上すること。また、事業峻別の対象となった団体においては、その結果を踏まえること。

### (8) 指定管理者制度

指定管理者制度導入施設の指定管理料については、現在設定している債務負担行為の年割額の上限以内の額で見積もること。

### (9) 入力期限等

入力期限については次のとおりとするので、全体のスケジュールを把握し、遅滞なく作業が終了するよう努めること。

#### ア 入力期限

(ア) 経常費・特別会計（左記に伴う歳入も含む）

令和元（2019）年11月 8日（金）午後5時まで

(イ) 事業費

令和元（2019）年11月15日（金）午後5時まで

※要求締切時期が異なるので注意すること。

※入力終了の連絡不要。午後5時でシステムの要求を締め切る。

#### イ 入力様式

(ア) 歳出予算要求書

(イ) 歳入予算要求書

※要求書の出力方法はブックマーク>財務事務に関する財政関係資料集>財政関係>予算編成通知関係>予算編成・要求入力確認用>簡易要求書出力手順書を参照すること。

(10) その他

ア 要求の入力は、10月15日(火)からとする。

イ 要求書の単価を統一するため別紙の標準単価表を参考にし、積算取込表により積算・入力すること。

ウ 新規事業要求等に伴い、歳入・歳出科目名称の新規・修正登録を必要とする場合は、指定様式を財政管理課財政係に紙ベースで提出すること。

(ア) 経常費・特別会計 11月 5日(火)まで

(イ) 事業費 11月11日(月)まで

エ 債務負担行為及び継続費の入力については、別途通知する。

**【予算編成スケジュール(予定)】**

- 10月11日(金) 予算編成方針説明会
- 10月17日(木) 市長と各部長とのミーティング ～10月21日(月)
- 11月 8日(金) 要求 締切り(経常費・特別会計)
- 11月12日(火) 聴き取り・査定(特別会計)
- 11月13日(水) 聴き取り・査定(経常費) ～12月 3日(火)
- 11月15日(金) 要求 締切り(事業費)
- 12月 5日(木) 聴き取り・査定(事業費) ～12月12日(木)
- 12月13日(金) 聴き取り(歳入)
- 12月26日(木) 部長査定結果各課通知
- 1月 4日(土) 市長査定 ～1月8日(水)
- 1月10日(金) 各課内々示
- 1月15日(水) 市長復活査定 ～1月16日(木)
- 1月17日(金) 復活処理 ～1月20日(月)
- 1月21日(火) 各課内示
- 1月24日(金) 各課予算書原稿点検 ～1月29日(水)頃
- 2月14日(金) で調整予定 庁議協議、議会会派代表者会議説明、臨時記者会見